

高額介護合算療養費とは？

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、市の窓口へ申請が必要です。

自己負担限度額(8月1日～翌年7月31日の年額)

区分		合算した場合の限度額
現役並み所得者	現役Ⅲ	212万円
	現役Ⅱ	141万円
	現役Ⅰ	67万円
一定以上所得者	一般Ⅱ	56万円
一般	一般Ⅰ	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円